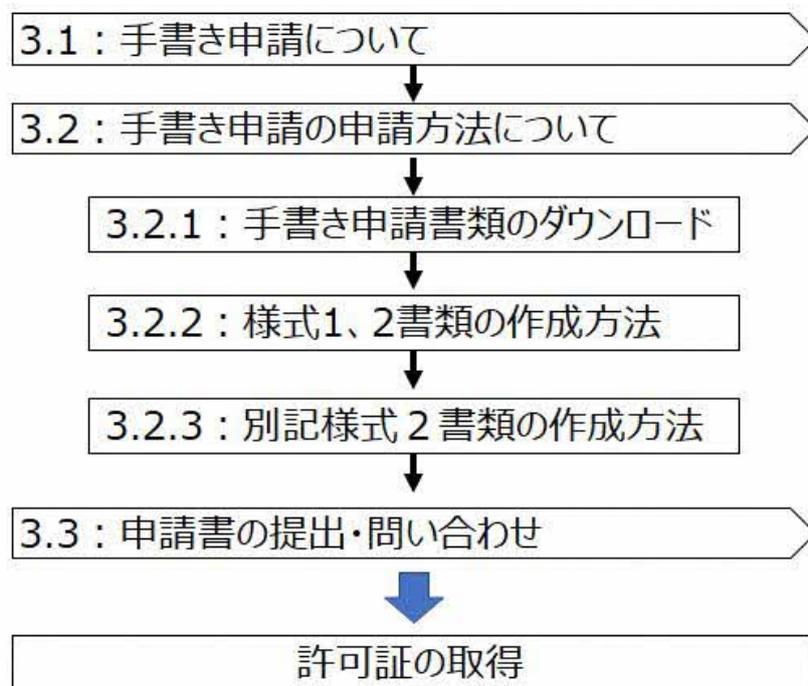


第3章 手書き申請の手順

ここでは、紙申請書類を用いた農耕トラクタ車両の申請方法について説明します。許可証取得までの流れは下図の通りです。ここでは、申請書の記入から提出するまでの手順を紹介します。



□ 手書き申請について

○ 手書き申請とは

手書き申請は、紙の申請用紙に必要事項を記入し申請する方法です。

申請者は、国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請 HP か 71～83 ページの申請・問合せ窓口から手書きの申請用紙を入手し、必要事項を記入し、申請事務取扱窓口到手書き申請書類を提出して申請を行います。

○ 手書き申請のメリット

パソコンを所有していない方、パソコンの操作が不得意な方でも申請をすることができます。



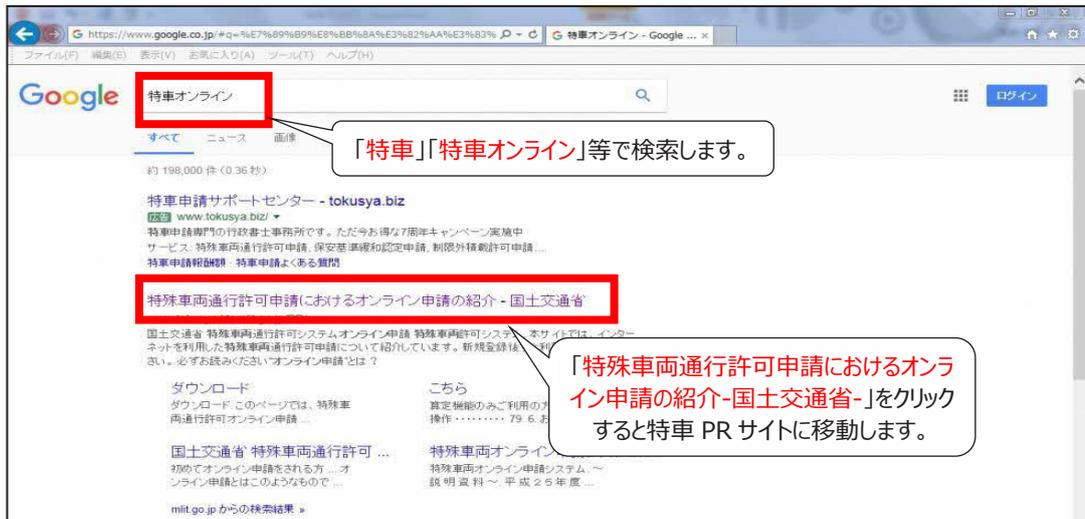
□ 手書き申請の申請方法について

○ 手書き申請書類のダウンロード

国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請 HP『各種ダウンロード』より、『特殊車両の通行許可申請関係様式（手書き用）』をダウンロードして印刷します。

URL: <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

各申請事務取扱窓口から申請用紙を入手することができます。



必要な申請用紙をダウンロードして印刷してください。

特殊車両の通行許可申請関係様式（手書き用）

名称	バージョン	概要
様式1[PDF形式]	-	特殊な車両の通行許可及び認定を受けようとする場合に必要となる書類で、「特殊車両通行許可・認定申請書（様式第1）」です。 PDF形式で提供しています。
様式2[PDF形式]	-	特殊な車両の通行許可及び認定を受けようとする場合に必要となる書類で、「特殊車両通行許可・認定申請書（様式第2）」です。 PDF形式で提供しています。
別記様式第1[PDF形式]	-	申請車両の分類及び車両の諸元（車両の幅、長さ、高さ、総重量、軸重、輪荷重、軸距その他）を記入する書類で、「車両諸元に関する説明書（別記様式第1）」です。 PDF形式で提供しています。
別記様式第1の2の1[PDF形式]	-	包括申請時に各々の車両の幅、高さ、長さ、自重、軸距、軸重及び輪荷重等と合成値を記入する書類で、「車両諸元に関する説明書（包括用）（別記様式第1の2の1）」です。 PDF形式で提供しています。
別記様式第1の2の2[PDF形式]	-	包括申請時に申請車両が多数となる場合に必要となる書類で、「車両内訳書（別記様式1）」です。 PDF形式で提供しています。
別記様式第2[PDF形式]	-	経路となるすべての道路の路線名又は路線番号、出発地、目的地及び主要な経由地を記入するための書類で、「通行経路表（別記様式第2）」です。 PDF形式で提供しています。

※特車申請を手書きで提出する為の様式です。印刷してご利用ください。

[トップページ](#)

[特殊車両通行許可制度について](#)

[システム利用規約
初めにお読みください](#)

[特殊車両通行許可システム
によるオンライン申請について](#)

[代理申請について](#)

[自治体申請システム
について](#)

[誘導等講習](#)

[各種ダウンロード
操作マニュアル、オンラインツール等](#)

[お問い合わせ先](#)



○ 様式 1 の作成方法

以下の書類に必要事項を記入します。申請書に記載する車両諸元は、申請する農耕トラクタの車両諸元一覧（P68 参照）・カタログ等を確認して記入してください。カタログ等に車両諸元が記載されていない場合は、車両を購入した販売店にお問合せください。

様式第一

受付番号

許可
特殊車両通行 申請書 ()
認定

道路管理者 市町村長 殿

①道路管理者を記入します。

2022 年 3 月 1 日

②通行開始日、通行終了日を記入します。
※申請期間は最大2年間

通行開始日 2022 年 4 月 1 日

通行終了日 2024 年 3 月 21 日

③申請者情報を記入します。

住所 東京都千代田区大手町 1 - 1

社 特車農場

TEL 00-1111-1111

TEL 00-1111-1111

④事業区分は『その他A』と記入します。

事業区分 その他A

⑤車種区分は『農耕トラクタ』と記入します。

車種区分 農耕トラクタ

⑥車両情報を記入します。複数車両を一括して申請する場合、代表車両の情報を記入します。農耕トラクタは上段に、直装型作業機及び被けん引車は下段に記入します。

車両番号	車名及び型式
川崎100あ1234	日本
他 2 台	ABCD

⑦申請する軸種数を記入します。

軸種数 1

⑧次頁の「車両諸元について」を参考に記入します。なお、複数車両を一括して申請する場合、各車両諸元の最大値（最遠軸距及び最小隣接軸距は最小値）を記入します。

車両諸元	総重量	4,940 kg	最遠軸距	230 cm	最小隣接軸距	230 cm	隣接軸重	4,880 kg	長さ	630 cm
	幅	273 cm	高さ	260 cm	最小回転半径	360 cm	最大軸重	2,500 kg	最大輪荷重	1,250 kg

⑨通行区分は片道又は往復と記入します。

通行区分 往復

⑩通行経路(出発地-目的地を結ぶルート)数を片道 1 経路として記入します。

通行経路数 3

⑪新規申請の時は記入しません。

申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回					

【包括申請の場合】

複数車両を一括して申請（包括申請）する場合、車両内訳書に全ての車両の情報を記入します。様式（別記様式 1 の 3）は以下 URL よりダウンロードできます。

URL : <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/index.html>

※車両諸元について

- 総重量 : トラクタの重量 + 作業機（直装型作業機又は被けん引車。以下同じ。）の重量 + 運転者の体重（55kg）の合計を記入します。ただし、被けん引車に堆肥等の貨物を積載する場合には、当該貨物の最大積載重量を加えます。
- 最大軸重 : （トラクタ + 作業機の軸数の合計がn軸の場合）総重量のn分の1を記入します。
- 隣接軸重 : 総重量が20トン以下であれば記入不要です。ただし、申請者は、道路管理者の求めがあれば、車両諸元一覧、または実測により記載を必要とします。
 - 記載を必要とする場合
 - （トラクタ単体の場合）トラクタの総重量を記載
 - （トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの総重量を記載
 - （トラクタ + 被けん引車の場合）被けん引車が1軸の場合はトラクタの総重量を記載、2軸の場合はトラクタの軸距と被けん引車の軸距のどちらか短いほうのトラクタ又は被けん引車の総重量を記載
- 最大輪荷重 : （トラクタ + 作業機の軸数の合計がn軸の場合）総重量のn × 2分の1を記入します。
- 長さ : トラクタの長さ + 作業機の長さの合計を記入します。
- 幅 : トラクタの幅と作業機の幅のいずれか大きい方を記入します。
- 高さ : （トラクタ単体の場合）トラクタの高さを記載
（トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの高さと直装型作業機の高さ + 20cmのいずれか大きい方を記載
（トラクタ + 被けん引車の場合）トラクタの高さと被けん引車の高さのいずれか大きい方を記載
- 最遠軸距 : 総重量が20トン以下であれば記入不要です。ただし、申請者は、道路管理者の求めがあれば、車両諸元一覧、または実測により記載を必要とします。
 - 記載を必要とする場合
 - （トラクタ単体の場合）トラクタの軸距を記載
 - （トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの軸距を記載
 - （トラクタ + 被けん引車の場合）（トラクタの長さ + 被けん引車の長さ） - （トラクタ前端から前軸の中心までの距離 + 被けん引車の後軸中心から被けん引車の後端までの距離）を記載
- 最小隣接軸距 : 総重量が20トン以下であれば記入不要です。ただし、申請者は、道路管理者の求めがあれば、車両諸元一覧、または実測により記載を必要とします。
 - 記載を必要とする場合
 - （トラクタ単体の場合）トラクタの軸距を記載
 - （トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの軸距を記載
 - （トラクタ + 被けん引車の場合）被けん引車が1軸の場合はトラク



- タの軸距を記載、2軸の場合はトラクタの軸距と被けん引車の軸距のどちらか短いほうを記載
- 最小回転半径 : (トラクタ単体の場合) トラクタの最小回転半径を記載
(トラクタ+直装型作業機の場合) トラクタの最小回転半径を記載
(トラクタ+被けん引車の場合) 申請のあったトラクタ+被けん引車と幅及び長さが同一以上の『農耕トラクタ及び作業機の代表的な組合せの軌跡図』(P68参照)より選択し、その最小回転半径を記入します。
 - 軸種数 : 申請する軸種の数を記入します。例えば、「農耕トラクタ単体」のみを申請する場合は1、「農耕トラクタ単体」と「農耕トラクタおよび被けん引車(1軸)」を包括申請する場合は2を記入します。

※更新又は変更経緯(新規申請の時は記入しません。)

- 年月日 : 許可を受けた日を記入します。
- 許可番号 : 許可証に記載されている番号を記入します。
- 車両台数 : 単車の場合は「トラクタ台数/」とし、連結車の場合は「トラクタ台数/作業機台数」を記入します。
- 総通行経路数 : 通行経路数(往復1経路の場合は「2」とする。)×申請車両台数(トラクタの台数)の値を記入します。
- 変更事由 : 変更申請の場合には変更の事由(例えば経路変更等)を、更新申請の場合には「許可期間の変更」と記入します。

○ 通行経路図の作成方法

詳細な通行ルート of 指定に代えて、簡略化した経路図のみで申請を行うことが可能です。

地図に通行経路を太線で表示するとともに、出発地および目的地を明示し、いずれもボールペン等の修正できないもので記入します。通行経路数（片道 1 経路）を図面の隅等に記入します。





□ 申請書の提出・問合せ

作成した申請書類は、以下の窓口に提出します。問合せも同じ窓口になります。

複数の道路管理者をまたぐ申請の場合に、国道を含む場合は国の機関へ、都道府県・政令市を含む場合は都道府県・政令市へ申請することによりワンストップで申請が可能です。

ただし、政令市以外の市町村道のみを通行する際には各市町村への申請が必要になります。

- 国の機関の申請・問合せ窓口（71～72 ページ参照）

https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000062.html

- 都道府県・政令市の申請・問合せ窓口（73～83 ページ参照）

https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000064.html

- 市町村（政令市除く）の申請・問合せ窓口

各市町村にお問合せください。